

# 平成28年第3回定例会会議録（第6号）

平成28年9月21日

## ○出席議員（25名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 阿部真一君 | 2番  | 竹内善浩君  |
| 3番  | 安部一郎君 | 4番  | 小野正明君  |
| 5番  | 森大輔君  | 6番  | 三重忠昭君  |
| 7番  | 野上泰生君 | 8番  | 森山義治君  |
| 9番  | 穴井宏二君 | 10番 | 加藤信康君  |
| 11番 | 荒金卓雄君 | 12番 | 松川章三君  |
| 13番 | 萩野忠好君 | 14番 | 市原隆生君  |
| 15番 | 国実久夫君 | 16番 | 黒木愛一郎君 |
| 17番 | 平野文活君 | 18番 | 松川峰生君  |
| 19番 | 野口哲男君 | 20番 | 堀本博行君  |
| 21番 | 山本一成君 | 22番 | 三ヶ尻正友君 |
| 23番 | 江藤勝彦君 | 24番 | 河野数則君  |
| 25番 | 首藤正君  |     |        |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のための出席者

|                |       |                   |       |
|----------------|-------|-------------------|-------|
| 市長             | 長野恭紘君 | 副市長               | 阿南寿和君 |
| 副市長            | 猪又真介君 | 教育長               | 寺岡悌二君 |
| 水道企業管理者        | 中野義幸君 | 監査委員              | 恵良寧君  |
| 総務部長           | 豊永健司君 | 企画部長              | 工藤将之君 |
| 建設部長           | 狩野俊之君 | ONSENツーリズム部長      | 伊藤慶典君 |
| 生活環境部長         | 釜堀秀樹君 | 福祉保健部長<br>兼福祉事務所長 | 大野光章君 |
| 消防長            | 河原靖繁君 | 総務部参事             | 伊藤守君  |
| ONSENツーリズム部参事  | 松永徹君  | ONSENツーリズム部参事     | 永井正之君 |
| 教育参事           | 湊博秋君  | 監査事務局長            | 八坂秀幸君 |
| 水道局次長<br>兼管理課長 | 三枝清秀君 | 総務課長              | 月輪利生君 |

政策推進課長 本田明彦君

○議会事務局出席者

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 局長      | 檜垣伸晶 | 次長兼議事総務課長 | 挾間章  |
| 補佐兼総務係長 | 河野伸久 | 補佐兼議事係長   | 浜崎憲幸 |
| 主査      | 安藤尚子 | 主査        | 佐保博士 |
| 主査      | 佐藤英幸 | 主査        | 波多野博 |
| 主事      | 橋本寛子 | 速記者       | 桐生能成 |

○議事日程表（第6号）

平成28年9月21日（水曜日）午前10時開議

- 第1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 議第92号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を  
求めることについて  
議第93号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を  
求めることについて
- 第3 議第94号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第95号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第96号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第97号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第4 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判  
断比率について  
報告第13号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足  
比率について  
報告第14号 市長専決処分について
- 第5 議員提出議案第8号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な  
財政措置を求める意見書  
議員提出議案第9号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書  
議員提出議案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書  
議員提出議案第11号 大分県警による別府地区労働福祉会館への隠しカメ  
ラ設置について真相究明を求める意見書
- 第6 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

（総務企画消防委員会副委員長・穴井宏二君登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（穴井宏二君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 9 月 8 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分外 1 件について、9 月 9 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

まず、議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分であります、地方創生加速化交付金対象事業における 2 次分として、「4『B』 i 地域産業イノベーション推進事業」、及び風評被害対策として専決処分した「官民共同誘客緊急事業」、いわゆる「Go！別府事業」を初めとする 6 事業、計 7 事業が採択を受けたことに伴う交付金 7,000 万円、及び地方創生推進交付金対象事業として、「ICT等を活用した観光産業の生産性向上事業」が採択を受けたことに伴う交付金 750 万円を受け入れる、また、平成 27 年度一般会計決算における決算剰余金 9 億 6,703 万 1,912 円のうち、当初予算にて計上済みの 2 億円を除く 7 億 6,703 万 1,000 円を繰越金として計上するとともに、2 分の 1 の額を別府市財政調整基金へ積み立てる、さらに、「湯のまち別府ふるさと応援寄附金」のうち、「地震被害の支援」として寄附された 958 万 2,000 円を計上し、今回の補正予算で計上している農林水産業施設災害復旧費や、大分県から提供された支援物資に対する費用について、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づいた別府市負担分の財源とするとの説明がなされました。

委員からの、「湯のまち別府ふるさと応援寄附金」の状況についての質疑では、9 月 8 日現在、全体で 507 件、約 2,542 万円であり、昨年の年額の約 7 割に達しているとの答弁がなされました。

さらに委員より、大分県からの支援物資の使用状況について質疑がなされ、当局より、未使用分については、今後の災害等に備え、備蓄しているとの答弁がなされ、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 77 号平成 28 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります、平成 27 年度会計において、出納整理期間中に徴収した保険料相当額を同年度会計の黒字分として平成 28 年度へ繰り越した上で、同額を大分県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであるとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森 大輔君登壇） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 9 月 8 日の本会議において付託を受けました議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分外 12 件について、9 月 9 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第 73 号平成 28 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）については、当局から、平成 27 年度予算の出納閉鎖により実質収支額が確定したこと、及び 11 月に開催をされる F 1 ジャパンカップに伴い、歳入においては、車券発売金の増額と繰越金の減額、歳出では、的中車券払戻金、基金積立金及び予備費をそれぞれ増額計上する旨の説明がなされました。

次に、商工課関係部分につきましては、議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）において、「べっぷで飲んで食うぽん券」発行に要する経費に係る財源充当など、また、議第 75 号平成 28 年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）において、繰越金及び当該繰越金に係る予備費の追加額について説明がなされました。

続きまして、農林水産課及び道路河川課関係部分の議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）については、熊本地震及び梅雨前線豪雨などに係る復旧に関連した補正予算である旨の説明がなされました。また、農業委員会事務局及び建築指導課関係部分の議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）、並びに下水道課の議第 74 号平成 28 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号につきましても、それぞれ関連予算を計上する具体的な説明が当局からなされたところでございます。

最終的に、いずれの議案もその説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決した次第でございます。

次に議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）観光課関係部分では、当局から、今回の補正予算が、地方創生加速化交付金による財源補正である旨の説明がなされました。

これに対し委員から、熊本地震による観光客の減少に伴う観光対策の効果について説明を求めたところ、当局から、大規模な広告戦略や政府の「ふっこう割」など、さまざまな観光支援対策により、大手の旅館等については、ほぼ平年並みに戻ってはいますが、小規模な旅館等にまでは、まだ時間がかかりそうであるとの答弁がなされました。

採決の結果、観光課関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定をしたところでございます。

続きまして、議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）温泉課関係部分では、熊本地震で被災をした 5 カ所の市有区営温泉から、改修に係る貸付金及び補助金の要望がなされたことにより、これに対応するための関連予算を追加計上するものであると説明がなされました。

これに対し委員から、その他の市有区営温泉の被害状況について説明を求めたところ、当局から、全ての市有区営温泉に確認をした結果、軽微な損傷が発生したところもありますが、大がかりな改修を伴う施設はこの 5 件であるとの答弁がなされました。

ほかの委員から特に質疑はなく、最終的に原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）DMO推進室関係部分でございます。

当局から、今回の補正予算が、地方創生加速化交付金の交付決定に伴う財源補正であること、また、「地域の稼ぐ力の創出に要する経費」では、ひと・もの・しごとの付加価値向上に向け、稼ぐ力を強化するためのネットワークを立ち上げるものであること、さらに「ICT等を活用した観光産業の生産性向上に要する経費」では、観光客とその客単価の増加を図るため ICT を活用し、売り上げの向上とコストの削減に取り組むものであると説明がなされました。

これに対し委員から、総合戦略との関連性やこれまでの事業との連動などを全体的に捉えることが難しく、理解しづらいために、図で示したようなものを提供できないかと

要望がなされ、当局から、「稼ぐ力」の創出として横の連携を図るためにも、4『B』i やB-biz LINK などとしっかりとしたネットワークを構築し、議論を進めたいと考えているので、これらを図解したものを作成し、示していきたいと答弁がなされました。

最終的に採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をした次第でございます。

続きまして、議第 82 号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、有料公園施設に指定管理者制度を導入すること及び道路交通法の一部改正に伴い、車種の追加を行う条例改正である旨の説明がなされました。

これに対し委員から、鉄輪地獄地帯公園ドッグランに係る委託料の現状と、別府公園駐車場の使用料区分に車種が追加されることに伴う使用料の影響等について質疑がなされたところ、いずれも当局から十分な説明がなされたため、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、平成 27 年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成 27 年度別府市水道事業会計決算の認定についてでございます。

当局から、「決算概要版」に沿って、「平成 27 年度別府市水道事業決算報告書」から「キャッシュフロー計算書」までの説明のうち、特に損益計算書の収入では、新水道料金システムの開発に係る下水道課関係分の負担金が昨年度で終了したことにより額が減少したこと、また、同計算書の支出では、特別損失の退職給付費の額が減少したこと、最後に、会計制度の見直しにより、作成が義務づけされた「キャッシュフロー計算書」についても詳しく説明がなされました。

これに対し委員から、平成 27 年 1 月から区営地区温泉の水道料金の減額を行っているが、その実績についてはどのようになっているか質疑がなされ、当局から、当初 600 万円の減を見込んでいましたが、平成 27 年度決算では使用水量が増加をし、260 万円の減にとどまったとの答弁がなされました。

さらに、地熱発電の対象となった事業者の件数と当該給水収益の見込みについても質疑がなされ、当局から平成 27 年度においては 3 件、28 年度については 1 件の申し込みがあり、現在、全部で 4 件となっており、平成 27 年度決算では、200 万円弱の収益を得ているとの答弁がなされたところでございます。

最終的に、委員から、さらなる改革を進めてもらいたい旨の要望がなされた上で、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべき、また認定すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告でございます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（厚生環境教育委員会委員長・江藤勝彦君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（江藤勝彦君） 去る 9 月 8 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分外 5 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分についてであります。

環境課関係では、環境省の補助金を活用して、二酸化炭素の削減策を検討するための温泉資源による再生可能エネルギー導入可能性調査を実施する委託料、及び労務費単価が引き上げられたことに伴う家庭系可燃物収集運搬業務委託料についての債務負担行為限度額の増額を予算計上しているとの説明がなされました。

次に、児童家庭課関係では、児童扶養手当法の一部改正に伴い、対象児童が 2 人以上の

場合における加算額が増額されることにより、児童扶養手当の当初予算に不足が生じることが見込まれることから所要額を、高齢者福祉課関係では、介護従事者の確保及び離職の防止に資することを目的として介護ロボットを導入する福祉施設への補助金などを、生涯学習課関係では、現在、県指定史跡の実相寺古墳群について、国指定史跡への指定を目指すため、指定史跡の範囲内にある用地取得に必要な測量及び境界確認業務委託料などを予算計上しているとの説明がなされました。

また、スポーツ健康課関係では、文部科学省の委託を受け、平成 28 年度防災教育モデル実践事業として鶴見小学校をモデル校に指定し、火山災害への対応をテーマに実施する調査研究費用や、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、またラグビーワールドカップ 2019 の公認チームキャンプ地の誘致に向けて準備に取り組んでおり、その応募要件として天然芝グラウンドの整備が必要であるため、実相寺多目的グラウンドを芝生化する工事費を計上しているとの説明がなされました。

委員から、芝生化したときの平常時の使用や駐車場の確保などについて、る質疑がなされましたが、当局から、今後関係者と十分に協議を行い実施していくとの答弁がなされましたので、これを了といたしました。

採決におきましては、議第 72 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。スポーツ健康課関係部分については、教育費「体育施設整備に要する経費」の中の各種体育施設整備工事費部分について、ラグビーワールドカップの公認キャンプ地誘致などのために行う天然芝グラウンド等の整備工事に当たっては、地域経済の活性化・市内事業者育成の観点から、極力市内事業者の受注機会の拡大に努めること、との附帯決議を付すことの動議がなされ、採決の結果、全員異議なく、さよう決定した次第であります。

次に、議第 76 号平成 28 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

高齢者福祉課から、介護予防事業及び包括的支援事業において平成 27 年度決算に伴う精算により、国・県からの交付金や基金積立金の追加額などが生じた旨の説明がなされました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

予算外の議案についてですが、議第 79 号別府市重要文化的景観整備事業分担金徴収条例の一部改正についてでは、別府市重要文化的景観に指定されている施設において災害復旧を行う際、事業者分担金の軽減を図るため、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第 80 号別府市家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、市の条例につきましても、同様に保育士配置基準に係る准看護師の保育士みなし適用を行うなどの改正を行うものであるとの説明がなされました。

委員からは、要件を緩和するより処遇改善を行ったほうが実効が上がるのではないかなどの意見がなされました。

次に、議第 81 号別府市ひとり親家庭の助成に関する条例の一部改正についてでは、関係法令の改正により、条例が引用する条項の移動が生じたことに伴い、条例を改正するとの説明がなされました。

次に、議第 83 号工事請負契約の締結についてでは、別府市汚泥再生処理センター（仮称）建設工事に係る工事請負契約の締結に係る議案であり、一般競争入札による総合評価

落札方式で業者選定を行い、契約の相手方は「水 i n g 株式会社九州支店」であり、契約金額は 31 億 2,660 万円であるとの説明がなされました。

採決におきましては、議第 80 号別府市家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部改正については、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

その他議第 79 号、81 号、83 号につきましては、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。委員から、議第 83 号について、別府市汚泥再生処理センター（仮称）建設工事請負契約に関しては、市外事業者が契約の相手方となっているが、地域経済の活性化・市内事業者育成の観点から、契約事業者に対し市内事業者とともに工事を行うよう指導することとの附帯決議を付すことの動議がなされ、採決の結果、全員異議なくさよう決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（決算特別委員会委員長・黒木愛一郎君登壇）

○決算特別委員会委員長（黒木愛一郎君） 去る 9 月 15 日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第 84 号平成 27 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 91 号平成 27 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9 月 15 日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私・黒木愛一郎が委員長に、穴井宏二君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程などについて協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

（17 番・平野文活君登壇）

○17 番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第 80 号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する反対討論を行います。

今、全国的に待機児童問題や保育士不足が問題になっております。この解決のためには、認可保育所を増設するとともに、保育士の待遇改善が必要です。ところが、自民・公明政権は、この両方の対策を本格的に進めるのではなく、「子ども・子育て新制度」と称して企業の参入を含めて家庭的保育、小規模保育 A 型、B 型、C 型など、極めて複雑な制度に改変するとともに、保育士資格を不要とする規制緩和などで対応しようとしております。

今回の改正案は、第 1 に、子ども・子育て新制度で設けられた小規模保育事業所、A 型、B 型事業所内保育所において、保育士資格を不要とする職員配置の特例を定めようとしています。しかし、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、准看護師などを保育士とみなすとしても、保育士としての専門性を身につけているわけではありません。こうした措置は、

専門性を軽視し、保育の質の低下を招きます。

第2に、4階以上に設置された保育所の避難用施設設備の基準を緩和しようとするものであります。たとえ火災の際の排煙機能が向上しているとしても、保育所を高い階に設置することを助長するような措置を進めるわけにはいきません。

以上の理由から、今回の条例改正案には反対を表明して、討論を終わります。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第84号平成27年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第91号平成27年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上8件に対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。

以上8件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上8件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、議第80号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第72号平成28年度別府市一般会計補正予算（第6号）に対する各委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第78号平成27年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成27年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを可決及び認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

次に、議第73号平成28年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）から、議第77号平成28年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、議第79号別府市重要文化的景観整備事業分担金徴収条例の一部改正について、及び議第81号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、並びに議第82号別府市

都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上 8 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 8 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 8 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、議第 92 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第 93 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 92 号及び議第 93 号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、徳田靖之氏及び永富絹代氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 92 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 92 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 93 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 93 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 3 により、議第 94 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第 97 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 4 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 94 号から議第 97 号までの 4 議案は、人権擁護委員として、松本久美子氏、佐藤弘代氏、永松温子氏及び松尾敦司氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 94 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 94 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 95 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 95 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 96 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 96 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 97 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 97 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 12 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第 14 号市長専決処分についてまで、以上 3 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 12 号及び報告第 13 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び各特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は 2.2%で、早期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第 14 号は、公用車による事故のほか 3 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上、3 件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第5により、議員提出議案第8号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書から、議員提出議案第11号大分県警による別府地区労働福祉会館への隠しカメラ設置について真相究明を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（16番・黒木愛一郎君登壇）

○16番（黒木愛一郎君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

平成28年4月14日の前震、16日未明の本震という、連続して2度の大きな揺れを観測した平成28年熊本地震は、熊本県を中心に甚大な被害をもたらしました。

本市においても震度6弱を観測、市内全域で家屋や附属物の損壊、道路・教育施設等の被害に加え、国際観光温泉文化都市として基幹産業である観光業を中心に、風評被害等により極めて深刻な状況に陥りました。

地震発生直後から、国を初め関係者の協力を得ながら市を挙げて全力で住民の生活再建と地域社会の復旧・復興事業を続けていますが、今後、この熊本地震により被災した地方公共団体が財政面で安心感を持って復旧・復興・被災者支援にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

よって、国及び政府におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月21日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・荒金卓雄君登壇）

○11番（荒金卓雄君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しています。有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追いつかないなど、さまざまな課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の項目について強く要望します。

#### 記

- 1 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
- 2 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
- 3 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。
- 4 国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
- 5 ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

大分県別府市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・三重忠昭登壇)

○6番(三重忠昭君) 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初め、職員数が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが地方交付税の役割である。財政再建目標を達成するために、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすこととなる。

よって、政府におかれては、平成29年度の政府予算、地方財政対策の検討に当たって、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実を図りつつ、地方財政の確立を目指すことが重要であることから、次の施策を講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時、一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。
- 6 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年9月21日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・加藤信康君登壇）

○10番（加藤信康君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

大分県警による別府地区労働福祉会館への隠し  
カメラ設置について真相究明を求める意見書

8月3日、新聞報道により大分県警別府署が別府地区労働福祉会館の施設の敷地に無許可で隠しカメラ2台を設置したことが明らかとなった。カメラが設置されていたのは、敷地西側の草むらだった場所で、1台は樹木の幹、もう1台は別の樹の根元にあり、それぞれ結束バンドで固定され、玄関や駐車場周辺を個人の顔を識別できるレベルで映していたという。大分県警別府署がカメラを設置したのは、参議院選公示直前の6月18日深夜で、カメラの設置が明らかになるまでの数日の間、会館に出入りする人物の姿が撮影されていたとのことである。

県警は、敷地内に無断で入ったことは不適切な行為と認めたが、カメラ設置の理由については調査中として明らかにしていなかった。しかし8月26日、今回のビデオカメラを使った捜査手法について「建造物侵入に該当する違法行為である上、カメラを設置し他人の敷地内を撮影するだけの必要性及び相当性はなく、不適正な捜査であった」として、事件の関係署員4人を建造物侵入の疑いで書類送検、同時に署長ら6人の処分を発表した。

別府地区労働福祉会館は、それぞれの団体の常時活動だけでなく、労働相談やライフサポートセンターの相談等も受けており、一般人も出入りする施設である。実際に、カメラには会館に出入りする人たちの映像が映っている。今回の行為は、入居団体及び関係組織にとどまらず、多くの市民や団体の活動に不安と不信を感じさせるものであり、これらの活動を監視することは絶対に許されるものではない。

今回の隠しカメラの設置は、憲法に保障された人権・肖像権・プライバシーの侵害とし

て決して看過することのできない事件である。大分県警は、今回の事件を別府警察署の不正捜査として終わらせるのではなく、徹底した真相究明を行うとともに、このような行為が二度と行われないための対策を取るよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 21 日

大分県別府市議会

大分県警察本部長

大分県公安委員会委員長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 11 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成 28 年第 3 回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 28 年第 3 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 04 分 閉会